

一般社団法人岡山県介護支援専門員協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岡山県介護支援専門員協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに介護支援専門員の社会的地位を確立し、公正・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、もって県民の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業
- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- (3) 県民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- (4) 介護支援専門員相互の情報交換及び相談に関する事業
- (5) 地域の介護支援専門員によるネットワークの活動を支援する事業
- (6) 指定市町村事務受託法人に関する事業
- (7) 関係機関及び団体との連携・調整に関する事業
- (8) その他、前各号に附帯関連する当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができないときは、当法人の公告は官報に掲載してする。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する介護支援専門員、または第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的に賛同して入会した者。ただし、当法人の県内地域支部ならびに一般社団法人日本介護支援専門員協会に同時に加入しなければならない。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会したその他の法人及び団体

(正会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下、法人法という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、第3章に定める代議員でない場合においても、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
- (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契

約等の閲覧等)

(入会)

第9条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備えおくものとする。
2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した場所または連絡先にあてて行う。

(任意退会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
会員本人の申し出
2 会員は前項の規定によって退会した後も、未履行の義務を免れることはできない。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が、催告にも応ずることなく本来の納期限より1年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が介護支援専門員でなくなったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員利益享受の停止)

第16条 当法人の当該年度9月末日までに会費の納入が確認できない会員については、理事会の決議により、別に定める会員としての利益を享受させないことができる。ただし、納入が確認できた後は解除される。

第3章 代議員

(定義)

第17条 当法人の社員は、第60条に定める地域ごとの支部において、おおむね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする。

(選出方法)

第18条 代議員は、規則で定めるところにより、正会員を選挙人とする選挙によって定める。

- 2 代議員が欠けた場合または代議員の人数を欠く場合に備えて、補欠の代議員を選出することができる。
- 3 代議員の任期は、選挙ののち2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時総会の終結の時まで、その効力を有する。

- 4 代議員の解任については、別に定める規則を準用する。
- 5 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び理事の解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算
- (6) 定款の変更
- (7) 借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要とみとめたとき及び総代議員数の5分の1以上から、社員総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により請求があったとき

に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総代議員の議決権の3分の1以上を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、当該社員総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第25条 代議員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、総代議員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定めた事項

(代理)

第27条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、社員総会ごとに代理権を証明する書類を

当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第28条 理事又は代議員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が代議員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び、出席した理事2名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第30条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とし、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第32条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務の執行を統括する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として、もしくは増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者もしくは在任理事又は在任監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する

場合は、代議員の半数以上であって、総代議員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 役員の報酬等の額は、社員総会の決議を経て(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。))支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第38条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会において決議し会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第41条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 監事が理事会に報告すべきと判断した事項が生じたとき。

(招集)

第42条 理事会は、法令に別段定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(招集手続)

第43条 理事会を招集するには、開催日の1週間前までに、役員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第44条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第47条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第48条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第49条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が理事会の承認を経て、定時社員総会の決議を経なければならない。

- 2 当法人は、各事業年度に係る決算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書類(監査報告書も含む)を、定時総会の日から2週間前から5年間、主たる事務所に備え置く。

ものとする。

(剰余金の不分配)

第55条 当法人は、会員に対する剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第56条 この定款を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

(解散)

第57条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 その他の組織

(支部)

第59条 当法人は、別に定める地域を単位とした支部を置き、支部ごとに支部長1人、副支部長(事業執行及び会計)2人程度を置くことができる。

(部会等)

第60条 当法人は、本定款第3条に定める事業を円滑に処理するため、部会及び委員会を置くことができる。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第64条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第65条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第66条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 堀 部 徹

設立時理事	金 礪 毅	
設立時理事	矢 庭 さ ゆ り	
設立時理事	山 田 隆 広	
設立時理事	服 部 巳 貴	
設立時理事	高 塚 賢 士	
設立時理事	草 野 貴 史	
設立時理事	山 本 直	
設立時理事	柴 田 倫 宏	
設立時理事	内 藤 さ や か	
設立時理事	坂 本 綾 子	
設立時理事	二 宮 崇	
設立時理事	三 石 哲 也	
設立時理事	生 本 覚	
設立時理事	田 中 郁 子	
設立時理事	池 田 惠 子	
設立時理事	小 原 誠	
設立時監事	檜 原 伸 二	
設立時監事	中 田 正 明	

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第67条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所
		氏名 堀 部 徹
設立時社員	2	住所
		氏名 金 礪 毅
設立時社員	3	住所
		氏名 矢 庭 さ ゆ り
設立時社員	4	住所
		氏名 山 田 隆 広
設立時社員	5	住所
		氏名 服 部 巳 貴
設立時社員	6	住所
		氏名 高 塚 賢 士
設立時社員	7	住所

		氏名	草野貴史
設立時社員	8	住所	
		氏名	山本直
設立時社員	9	住所	
		氏名	柴田倫宏
設立時社員	10	住所	
		氏名	内藤さやか
設立時社員	11	住所	
		氏名	坂本綾子
設立時社員	12	住所	
		氏名	二宮崇
設立時社員	13	住所	
		氏名	三石哲也
設立時社員	14	住所	
		氏名	生本覚
設立時社員	15	住所	
		氏名	田中郁子
設立時社員	16	住所	
		氏名	池田恵子
設立時社員	17	住所	
		氏名	小原誠

(法令の準拠)

第68条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)

- 第69条
1. 本定款は、この法人の設立時から施行する。
 2. 本定款は、令和1年11月16日から一部改正し、施行する。
 3. 本定款は、令和2年6月20日から一部改正し、施行する。
 4. 本定款は、令和5年6月24日から一部改正し、施行する。